

施策名：経済協力

個別分野3：地球規模課題への取組を通じた 持続可能で強靱な国際社会の構築

中期目標

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組

SDGs達成に向けた協力

- 「SDGs実施指針」（令和元年SDGs推進本部決定）に記載された8つの優先分野を踏まえ、国内外で優先課題に取り組んだ。令和3年、国連ハイレベル政治フォーラム(HLPF)において、自発的国家レビュー(VNR)を実施した。令和5年にはSDGサミットにおいて、我が国として国際社会のSDGs達成に向けた取組を力強く牽引し、その先の未来を切り開いていくとの決意を明確に示した。SDGサミットを踏まえ、国際社会のSDGs達成に向けた努力に対して最も効果的な形で更に貢献していく必要があるとの考えのもと、令和5年12月に「SDGs実施指針」を改定した。

（[詳細](#) [詳細](#)）

保健（感染症対策、ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（UHC）の推進）

UHC及び感染症対策に取り組む国際機関等へ拠出し、戦略的議論に参加。

- 令和3年：東京栄養サミット2021を主催し「東京栄養宣言」を発出。（[詳細](#)）
- 令和4年：TICAD8において、グローバルファンドに対して今後3年間で新たに最大10.8億ドルを拠出することを表明。同年4月のCOVAXワクチン・サミット2022において、岸田総理大臣から、最大15億ドルの貢献を表明。
- 令和5年：G7広島サミットで、グローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化、UHC達成への貢献、ヘルスイノベーションの促進を三本柱とした国際保健分野の議論をリード。（[詳細](#)）

食料（農業分野への支援、食料安全保障の強化）

- アフリカ地域では、アフリカ稲作振興のための共同体（CARD）、市場志向型農業振興(SHEP)等、それぞれの目標の達成に向けてコメの生産量増加や農家収入の向上等に向けた支援を行った。
- また、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じたことに対処するため、国際機関等を経由して、栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援や緊急食料支援を実施した。（[開発協力白書2021](#)[開発協力白書2022](#)）

今後の方向性

- 改定された「SDGs実施指針」（令和5年SDGs推進本部決定）に基づき、実施体制の強化・ステークホルダー間の連携を図る。令和7年目処にVNRを実施し、我が国の取組を国際的に発信しつつ、令和12年以降も見据えた国際的議論を主導する。また、SDGs達成に資するビジネス計画の支援や開発途上国の抱える課題解決のための取組を継続する。

- 各国際機関等への拠出、働きかけ、各機関内での戦略的議論に参加し、UHC及び感染症対策を推進する。感染症対策の推進の効果が最大限となるよう、各国際機関間での機能的連携を働きかける。
- 令和5年G7議長国としての成果をフォローしつつ、令和12年のSDGs達成に向け、（1）UHC達成、（2）健康危機の予防・備え・対応のためのグローバルヘルス・アーキテクチャーの構築・強化に関する具体的な取組を持続可能な形で進める。

- アフリカ地域に対し、CARD、SHEP等、それぞれの目標の達成に向けて、技術やグッドプラクティスの共有等を通じ、コメの生産量増加や農家収入の向上等に向けた支援を行う。
- また、引き続き、紛争や気候変動等に起因する社会経済的な影響等を受けて、食料不安や栄養不足等が各地で生じた際に、国際機関等を経由して、栄養改善、食料供給の回復・強化のための支援や緊急食料支援を実施する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

女性（ジェンダー平等と女性のエンパワメント推進）

- 開発協力大綱（平成27年閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年策定）に基づき、（1）権利の尊重、（2）能力発揮のための基盤の整備、（3）政治、経済、公共分野におけるリーダーシップ向上を重点分野として、ジェンダー主流化の観点から、あらゆる分野や課題の支援に当たって、社会における男女双方の多様な役割や責任、男女で異なる課題・ニーズを把握して取り組むなど、ジェンダーの視点に立った事業を実施した。（[開発協力白書2021](#) [開発協力白書2022](#) [開発協力白書2023](#) p.81-83）

教育（「包括的かつ公正な質の高い教育」の実現）

- 開発協力大綱（平成27年閣議決定）及び「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年策定）に基づき、包括的かつ公正な質の高い学びに向けての教育協力、産業・科学技術人材育成と持続可能な社会経済開発のための教育協力、国際的・地域的な教育協力ネットワークの構築と拡大に取り組んだ。開発途上国の基礎教育から高等教育まで幅広い分野で支援をおこない、とりわけ、就学・学習機会から取り残された女子、障害のある子ども、紛争の影響を受ける子ども等への支援を進めた。令和3年7月に開催された世界教育サミットにおいて、令和3年からの5年間で750万人の女子の教育及び人材育成のための支援を表明し、これらの支援を実施した。（[開発協力白書2021](#) [開発協力白書2022](#) [開発協力白書2023](#) p.78-79）

防災・津波対策（新たなイニシアティブの推進、「世界津波の日」（11月5日）の普及啓発）

- 「世界津波の日」高校生サミットの開催等をはじめ、国連防災機関（UNDRR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施した。（[開発協力白書2021](#) [開発協力白書2022](#) [開発協力白書2023](#) p.76-77）

水・衛生（「国際行動の10年『持続可能な開発のための水』（2018－2028）」の開始を踏まえた世界の水・衛生問題への対応）

- 日本の経験や技術をいかした質の高い支援を実施したほか、国際社会の議論にも積極的に参加し、当該分野での日本のリーダーシップを発揮した。具体的には、令和4年4月に熊本で開催された「第4回 アジア・太平洋水サミット」（[詳細](#)）では日本の貢献貢献策「熊本水イニシアティブ」を発表した他、令和5年3月に開催された

今後の方向性（続）

- 改訂された開発協力大綱（令和5年閣議決定）及び「女性の活躍推進のための開発戦略」（平成28年策定）に基づき、ジェンダー平等及び女性のエンパワメントの推進を開発協力の実施原則とし、ジェンダー主流化及び女性の権利を含む基本的人権の尊重を重要なものとして考え、開発協力を適切に実施する。
- 改訂された開発協力大綱（令和5年閣議決定）及び「平和と成長のための学びの戦略」（平成27年策定）に基づき、教育は「人間の安全保障」を推進するために不可欠な「人への投資」として極めて重要であるとの考えのもと、万人のための質の高い教育、女性・子ども・若者のエンパワメントや紛争・災害下の教育機会の確保の観点も踏まえて、引き続き強力に推進する。
- 国連防災機関（UNDRR）との連携等も通じ、海外で「世界津波の日」の普及・啓発を実施するとともに、「仙台防災枠組2015-2030」と連携する形で津波防災訓練や津波防災に関する研修等を実施していく。
- 「熊本水イニシアティブ」や「国連水会議2023」での成果等を踏まえて日本の経験や技術を活かした質の高い支援を実施するほか、国際社会の議論にも積極的に参加し、当該分野での日本のリーダーシップを発揮する。

過去3年度（令和3～5年度）の主な取組（続）

「国連水会議2023」では、水と気候変動・強靱化等を議論するセッション3の共同議長をエジプトとともに務め、日本の水防災の経験も生かしつつ、世界における水分野の強靱化に向けた提言をとりまとめた。（[開発協力白書2021](#) [開発協力白書2022](#) [開発協力白書2023 p.74-76](#)）

気候変動・地球環境問題（パリ協定の発効を受けた温室効果ガスの排出削減や適応への協力、海洋プラスチックごみ対策の推進）

- 温室効果ガスの排出削減等や適応への協力
二国間クレジット制度（JCM）を推進し、令和3～5年度で新たに12か国とJCM協力覚書に署名し、令和5年度末時点で29か国とJCMを構築した。
世界全体で240件以上の温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトを実施している。
- 海洋プラスチックごみ対策の推進
令和3～5年度は、国際機関を通じ、東南アジア、太平洋島嶼国及びアフリカにおけるプラスチックによる汚染対策及び強靱な社会を構築するための支援として、河川及び海洋における汚染のモニタリング及び廃棄物管理システムの強化のための支援を実施した。
令和4年度及び5年度には、本分野における国際約束の策定に向けた交渉を主導するための取組の一環として、交渉事務局の能力強化のための支援も実施した。（[開発協力白書2021](#) [開発協力白書2022](#) [開発協力白書2023 p.61-67](#)）

今後の方向性（続）

- 我が国の技術・制度を活用した省エネルギー・再生可能エネルギー等による気候変動への緩和策・適応策への支援の提供や防災対策と連関させた気候変動に対する強靱性の強化に取り組む。
- 海洋プラスチックごみ対策として、海洋プラスチックを含むプラスチック汚染に関する国際約束の交渉を主導し、廃棄物管理・「3R」に関する能力構築、リサイクル・廃棄物処理等のインフラ整備等への協力を行う。

評価結果

グローバル化の進展に伴い、国境を越えて人類が共通して直面する環境問題、気候変動、水問題、大規模自然災害、感染症、食料問題、エネルギー等の地球規模課題は開発途上国のみならず、国際社会全体に大きな影響を及ぼす。こうした地球規模課題は、一国のみでは解決し得ない問題であり、国際社会が一致団結して取り組む必要があるが、我が国は、SDGサミットでの国際社会のSDGs達成に向けた取組を牽引していく決意を表明し、実際、G7広島サミットでの国際保健分野の議論の主導などを通じて地球規模課題への取組を主導することができた。

次回評価時（令和9年度）に向けての中期目標

国際社会全体として持続可能かつ強靱な社会の構築を目指し、地球規模課題に率先して取り組む。

（注）評価書を作成するに当たっては、外交青書、外務省ホームページを使用した。